

奈良県生活環境保全条例の規制対象となるボイラーの 規模要件と測定頻度が 令和5年2月1日から変更されます

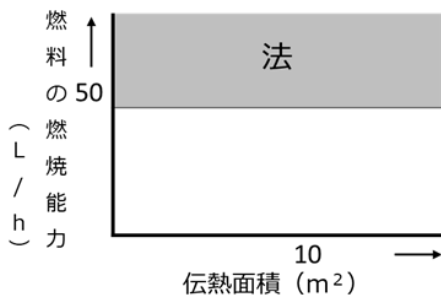


※新たに規制対象となる施設の設置者は、条例に基づく届出が必要です。

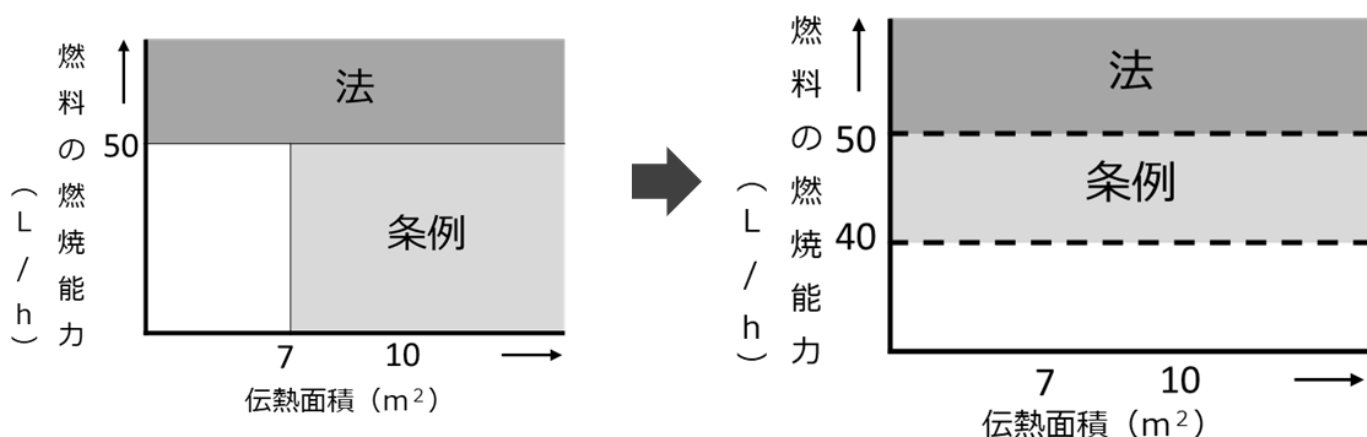
●ボイラー規制対象の規模

改正前（令和5年1月31日まで）		改正後（令和5年2月1日から）	
法	燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h以上	法	燃料の燃焼能力が重油換算で50L/h以上
条例	伝熱面積 7m ² 以上 ※熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く ※歴史的風土保存地区又は風致地区に設置する場合に限る ※法の要件に該当するものを除く	条例	燃料の燃焼能力が重油換算で40L/h以上 ※熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く ※歴史的風土保存地区又は風致地区に設置する場合に限る ※法の要件に該当するものを除く

- 一般地域に設置する場合
→ 奈良県生活環境保全条例の規制対象外



- 歴史的風土保存地区又は風致地区に設置する場合



●測定頻度

	条例(変更前)	条例(変更後)
硫黄酸化物	6か月に1回以上	排出量が10m ³ N/h未満の施設: 適用外 排出量が10m ³ N/h以上の施設: 6か月に1回以上
ばいじん	6か月に1回以上	6か月に1回以上 ※1 ※2
窒素酸化物	規制対象外	規制対象外

※1 ガス専焼ボイラーについては5年に1回以上

※2 ガス発生炉のうち、水蒸気改質方式の改質器であって、水素の製造能力が1,000m³N/h未満の施設（気体状の燃料及び原料のみを使用するものに限る。）並びに燃料電池用改質器については5年に1回以上